第32回東京都環境審議会総会

平成20年2月29日(金)

都庁第二本庁舎31階特別会議室21

午後1時00分開会

〇山下課長 定刻になりましたので、ただいまから第 32 回東京都環境審議会総会を開催 させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただいております東京都環境局環境政策課の山下でございま す。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席についてでございますが、ただいまのご出席の委員は 14 名で、委員総数 26 名の過半に達しておりまして、審議会規則に定める定足数を満たしておりますので、この会議は正式に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、初めに本日の資料の確認をさせていただきます。お手元配布に、まず会議次第がございまして、その次に、資料といたしまして、「東京都環境基本計画のあり方について(答申案)」を配布させていただいております。また、参考資料といたしまして、資料1から資料6まで、「『カーボンマイナス東京10年プロジェクト』の施策化状況について」、あるいは「『緑の東京10年プロジェクト』の施策化状況」、これは私どものこれまでの取組をとりまとめたものでございます。以下、委員名簿等を付けてございます。

それでは、これからの議事につきましては、小早川会長にお願いしたいと存じます。よ ろしくお願いいたします。

○小早川会長 それでは、皆様お忙しいところをご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから会議次第に従い、議事を進めさせていただきます。

初めに、議事の「東京都環境基本計画のあり方について (答申)」でございます。

「東京都環境基本計画の改定」につきましては、一昨年の5月30日に環境審議会に諮問され、企画政策部会で検討するよう付議しておりました。昨年5月31日には、それまでの審議の内容をまとめた「中間のまとめ」を都に報告し、その後、都民意見を募集いたしまして、それらの意見も参考にしながら、企画政策部会において、更なる審議を進めてまいりました。

本日は、企画政策部会の福川部会長から、ご報告をお願いしたいと存じます。よろしく お願いいたします。

○福川部会長 それでは、企画政策部会から「東京都環境基本計画のあり方について(答申案)」を説明させていただきます。お手元の答申案をご覧ください。

まず、これまでの経過ですけれども、一番後ろに資料として検討経過が書いてあります。 今、会長からお話があったように、一昨年の5月30日に環境審議会で諮問を受けまして、 企画政策部会で検討してまいりました。以後、「環境経済施策調査会」と「環境都市づくり 調査会」という2つの会を設けて、今朝やったのを加えますと、都合全部で20回の会合 をして、本日の答申案ということになりました。

目次をご覧ください。全体の構成を説明させていただきます。全部で5章からなっておりますが、I章とV章は1ページしかありませんけれども、1ページは右にありますように、今回なぜ改定が必要になったか、改定の内容は、しかも今のものとは全く違う抜本的な改定であると、そういう必要があるということが書かれております。

次の Π 章ですが、目次にありますように、4つの項目から成り立っています。【東京を取り巻く社会経済の動向】、ここでは、世界の人口は増えていくわけですが、日本の人口は減り、その中で東京はどうなっていくかといった現状の認識が示され、 Π 章の $\Pi-2$ で【東京が直面する環境問題についての新たな認識】、ここがポイントだと思います。それから $\Pi-3$ で【東京が目指すべき都市の姿と果たすべき役割】、 $\Pi-4$ で【目標設定の考え方】というふうになっています。

まず最初の6ページ、Ⅱ-2の【東京が直面する環境問題についての新たな認識】というところで、全体から言うと、この部分が一番ポイントであろうかと思います。現状認識ということで3つの認識が示されています。

第一が気候変動の危機の顕在化ということです。現行の環境基本計画は、この問題はもちろん書いてあるんですけれども、それよりも、言ってみれば、伝統的な公害問題が依然として主だった内容になっておりましたが、今回は、この気候変動の危機というものが一番大きなテーマとしてクローズアップされ、一番時間をかけて審議してきたわけです。その認識は、「第一は」という節の6ページの下から3つ目のパラグラフですね。「温暖化に伴う気候変動の危機は」というところに書いてあります。「気候変動をもたらす危機を回避し、安心して暮らせる地球環境を将来世代に引き継いでいくためには、今直ちに、温暖化ガスの大幅な削減をめざす取組を抜本的に強化しなければならない。気候変動の危機は、将来の危機ではなく、まさしく『今そこにある危機』として認識されるべきものである」、この文章が一番象徴的に、この基本計画の内容を示していると思います。

次の「第二は」というところの環境汚染に対する予見的かつ継続的な対応の必要性ということです。内容は、さっきも言ったとおり、やや伝統的な公害問題を主に取り上げられ、

大気汚染やその他汚染物質の話が出ておりますけれども、この中でも新たに、このタイトルにありますように、リスクを予見的にまたは継続的に管理するということの必要性が新たに強調されています。

7ページのほうに行きまして、「第三は」というところで、より質の高い都市環境の形成による都市の魅力向上ということで、3つ目のパラグラフの「今後は」というところですね。「緑の減少をくいとめるとともに、更に質の良い新たな緑を増やし、東京をいっそう質の高い、魅力的な都市としていくことが大切である」ということであります。

この3つの認識に基づきまして、7ページのII - 3で【東京が目指すべき都市の姿と果たすべき役割】ということで、7ページの一番下のところ、「こうした基本的な認識に立つとき」というところですが、東京が目指すべきは、1番、自らの存立基盤である地球環境への負荷を極小化する、エネルギー効率の高い都市になること。2番、これまでの取組を継続強化し、環境汚染が完全に解消された都市を目指すこと。3番、化石燃料の膨大な消費に依存することなく、真に快適で質の高い生活を実現する都市を目指すことであります。実は、我々の生活がどうなるのがよいのかということに関しては、企画政策部会でもさんざん議論の的になりました。今読んだその上のところ、わずか5行でありますが、ざっと読みますと、「今後我々が目指すべき快適性とは、自然の風通しのよさがエアコンで制御された冷房より心地よく、適切に室内に導かれた陽の光が人の目に優しいように、また車に頼らず楽しく散策できる歩行者空間が心をくつろがせるように、低エネルギーで質の高

というわけで、8ページの2つ目の段落の最後に、「少ないエネルギーで安全、快適に活動・生活できる都市」、これが東京の目指すべき都市であるということです。8ページの下にそのイメージが図で示されておりますが、そこに黒字に白抜きで書いてある文章、下のほうの「人類・生物の生存基盤」云々から始まるもの、これが実は次のⅢ章の目次とほぼ一致しております。あるいはさっき申し上げた3つの認識とも、大体一対一に対応しておりますので、そのようにご覧いただければと思います。

い都市環境の中でこそ、実現するものである」。この辺のイメージをより豊富に、想像力豊

かに描き出せればよかったのですが、これに関しては、この5行に集約されておりますの

で、さらにイメージを膨らませて、その都市像を共有したいと思います。

9ページでは、 $\Pi-4$ ですが、【目標設定の考え方】ということで、2016年に向けた目標設定をまず中期的に行う、それから長期的な目標を 2050年に置くと、それからバックキャスティングを現在につなげるといった基本的な考え方が示されております。

あとはⅢ章から具体的な中身に入りますが、これに関しては後で事務局のほうから詳しく説明していただきますけれども、ざっと見ていきますと、まず 10 ページが「人類・生物の生存基盤の確保」ということで、これが今回の基本計画の全く新しい部分、全くというか、一番重視されている部分ですね。

それから、46ページから「健康で安全な生活環境の確保」ということで、直接的な健康被害その他にかかわる問題が予防原則に基づいて対処されるべきであるという具体的な方針が書いてあります。

それから、71ページからⅢ-3で「より快適で質の高い都市環境の創出」ということです。都市計画をやっている私からしますと、実はこの部分が一番うれしくて、この部分は、通常、環境基本計画では、いつもちょこっとくっついているんですけれども、今回かなり大幅に増強され、かつ具体的な政策もついてくるようでありますので、期待したいところであります。

そして、92ページ、ここに第IV章として「施策のあり方について(横断的・総合的施策)」ということで、課題別に書いてあった今までに対して、それを水平に切りまして、横断的・総合的施策ということで書いてあります。特に92ページの一番下にある黒字白抜きの「環境の保全に関する配慮の指針」、これがいわば今後、東京都の環境政策の憲法になる部分でありますので、そのように読んでいただければというふうに思います。

そして最後に、109ページに第V章として、「計画の推進と見直し」というのが入っています。これはいろいろ議論して最後に入ってきたわけです。これも1ページしかありませんが、重要でありまして、目標がいろいろ立てられているわけですけれども、この目標を今立てて、そのまま放置するのではなく、政策あるいは実際の実態の進行状況に合わせて、残された時間を有効かつ着実に環境問題を解決していくということをマネジメントするべきであるということで、この項目が入っております。

そして、最後の参考資料、これがひょっとしたら、かなり重要かもしれませんけれども、 今後の温室効果ガス排出量について一定の計算が書いてありますので、これも併せて環境 基本計画の中の重要な文章だと思います。

以上が全体の構成です。

細かい具体的な項目に関しましては、事務局から説明をしていただきたいと思います。 ○小早川会長 福川先生、どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、事務局から資料説明をお願いします。

○小沼副参事 それでは、引き続き事務局よりご説明させていただきます。

10ページをお開きいただきたいと思います。第Ⅲ章、分野別施策について述べている部分でございます。

まず、「気候変動の危機回避に向けた施策の展開」でございまして、11ページ、【現状】でございます。温室効果ガスの排出状況を表により示させていただいております。合計欄を見ていただきますと、基準年度 1990 年度に比較しまして、2005 年度では 3.3%の増、 CO₂のみで見ていただきますと 5.7%の増加というふうになってございます。

表の中で部門別に見ていただきますと、業務部門、家庭部門での伸びが著しいものとなっております。

次に、15 ページをお開きいただきたいと思います。気候変動対策のあるべき姿・目標について示したところでございます。1 行目からでございますけれども、「危険な気候変動を回避するためには、温度上昇を 2 ∞ 以内に抑える必要があるとの国際的な共通認識のもと、2050 年には、世界全体の温室効果ガス排出量を半分以下に削減する必要がある」といたしまして、東京は低 ∞ ∞ 型の都市モデル、これを実現するべきというふうにまとめてございます。

15 ページの中ほど、少し下のところになりますけれども、太文字で目標が掲げられております。「2020 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 25%削減する」というものでございます。この目標を達成するため、先ほど福川部会長のほうからのご報告にもありました 2020 年の CO_2 の排出を推計しております。それが本編の一番最後、これまでの審議経過のもう一つ前に、参考資料という形で産業、業務、家庭、運輸、それぞれの部門別の推計と削減目標の資料を添付させていただいております。

15 ページのほうでは、その結果といたしまして、部門別削減目標、2000 年比で産業部門では 40%程度、業務部門では 7 %程度、そして家庭部門では 20%程度、それから運輸部門で 40%程度というふうに、その結果をお示しさせていただいております。

次に、17ページをご覧いただきたいと思います。【施策のあり方方向性】でございます。 中ほどに基本的な考え方を示しております。第1から第4ということで、まず、第1に、日本の環境技術を、 CO_2 削減に向け最大限発揮する仕組みをつくる。それから、第2といたしまして、大企業、中小企業、家庭、それぞれの役割と責任に応じた CO_2 削減の仕組みづくりをする。それから第3といたしまして、今後の3~4年を「低 CO_2 型社会への転換始動期」と位置づけ、戦略的・集中的な対策を実行する。それから第4といたしま して、民間資金、基金、税制等を活用した、必要な投資の大胆な実行を行うというふうに 示してございます。

17 ページの下から、それぞれ具体的な施策の方向性を示しております。18 ページ以降になりますけれども、まず、18 ページ、 CO_2 削減義務化と排出量取引制度を盛り込みました「大規模事業所での対策強化」、それから、これまで本格的な CO_2 削減対策が立ち遅れてきました中小規模事業所での対策、そして 19 ページでは、家庭での取組を記述してございます。

20 ページをお開きいただきたいと思います。下のほうに2としまして、「再生可能エネルギーの飛躍的な利用拡大」でございます。ここの文章にありますように、CO2 排出量25%削減、あるいは半減という大きな目標に向かいましては、本格的な低炭素社会の実現、そして再生可能エネルギーへの大規模な転換が不可欠だということでございます。

21 ページ、「太陽エネルギーの飛躍的な利用拡大」のところで、太陽エネルギーの環境 価値の評価を活用し、機器設置者が経済的メリットを得られる仕組みづくり、あるいは 22 ページのところで、エネルギーのグリーン購入の推進について記述してございます。

23ページでございます。3としまして、「都市づくりの中でのCO₂削減」でございます。 建築物等環境性能につきましては、一旦、建設されますと、長期的に東京の環境負荷の大きさを規定するということになります。都市づくりの中での環境配慮を求めていくものでございます。

23ページ下のほうに「建築物の省エネルギー対策の推進」でございます。大規模建築物への省エネ性能の最低基準の設定、それから、24ページにわたりまして、現在、1万平米以上の大規模建築物に求めております建築物環境計画書制度の拡充、こちらを記述してございます。

それから 25 ページでございますが、地域におけるエネルギーの有効利用といたしまして、大量かつ高密度のエネルギー需要が発生するような都市開発、こちらの計画の早い段階で、地域におけるエネルギーの有効利用計画を策定する、そういった仕組みづくりを提起してございます。

次に、31 ページをお開きいただきたいと思います。「持続可能な環境交通の実現」でございます。現状は、下の図表にありますように、運輸部門での CO_2 排出、これは都内での4分の1を占めております。また、その9割は自動車に起因するものとなっております。

【施策のあり方・方向性】でございますが、33ページから交通行動の変革といたしまし

て、自動車への過度の依存からの転換ということで記述してございます。

34ページでは、東京の極めて高い公共交通機関の整備率、これを生かしました公共交通機関の利用促進、それから、その下にはBRTなど新しい都市交通システムの導入検討などを提起してございます。

35ページでございますが、下のほうの「自動車交通量の抑制等」、これは施策的には 36ページに記述してございますが、商用車両の走行量抑制、それのため、自動車の使用者のみならず、自動車使用の発生要因となります荷主、あるいは荷受人との連携施策を提起してございます。

37 ページでございます。「環境負荷の少ない自動車使用への転換、誘導」といたしまして、続けて、「低公害かつ低燃費な自動車の利用促進」、それから、38 ページになりますが、「自動車環境管理計画書制度等による取組拡大」、続いて「エコドライブの推進」について掲げてございます。

39ページ、そして 40ページのところでは、低燃費な自動車の普及推進、バイオ燃料の利用促進の取組を掲げてございます。

41 ページをご覧いただきたいと思います。「省資源化と資源の循環利用の促進」でございます。まず、循環型社会の概念図を図表でお示しをさせていただいております。

42ページをご覧いただきますと、グラフによりまして、一般廃棄物、産業廃棄物、それから廃プラスチックの処理動向の図表、グラフを載せてございます。

43 ページの中ほどのところでございますが、【あるべき姿・目標】といたしまして、いくつか掲げてございます。数値目標の一つといたしまして、廃プラスチックのリサイクルを促進して、2010 年度までに埋立処分量をゼロにするという目標を掲げてございます。

44 ページでは、その施策といたしまして、中ほどでございますが、「廃プラスチック類のリサイクル促進」として、プラスチック廃棄物の3R推進ルールの普及、そして積極的な事業者の評価公表などの施策を提起しているところでございます。

次に、46ページをお開きいただきたいと思います。3つの大きな施策の項目の2つ目となります。「健康で安全な生活環境の確保」でございます。そのうち、最初が大気汚染物質の現状でございます。47ページの頭、最初の表をご覧いただきますと、都内の大気汚染の改善状況を示しております。SPM(浮遊粒子状物質)でございますが、ディーゼル車規制以降、顕著な改善を示しているところでございます。

次に、50ページ以降になりますが、それぞれ大気汚染に対する施策のあり方、方向性を

示しております。50 ページの最初は自動車に起因する大気汚染対策といたしまして、「ポスト新長期規制適合車等の早期普及促進」、そして「低公害車等への代替促進」、「流入車対策」を掲げてございます。

52ページ以降、自動車以外に起因する大気汚染対策でございますけれども、まず、本文のところでVOC(揮発性有機化合物)対策に代表されますように、法令等による規制指導に加えまして、事業者、業界団体、こちらの自主的な取組を進めているということで、今後も法令徹底とともに、事業者を巻き込んだ施策展開を進めるべきだというふうにしてございます。

次に、56ページをお開きいただきたいと思います。化学物質の適正管理、環境の「負の 遺産」を残さない取組でございます。

左下の表をご覧いただきますと、こちらのほうに化学物質の排出量ということで、年々減少傾向が読み取れるかと思います。

57 ページではダイオキシン類の状況、そして、58 ページでは河川のBODの状況ということで、それぞれグラフを載せてございます。低減傾向が示されているところでございます。

次に、71 ページをお開きいただきたいと思います。3つ目の柱、「より快適で質の高い都市環境の創出」ということで、いわゆる水と緑の関係の分野でございます。

東京の緑の現状でございますが、文章の5行目のところでございます。みどり率といたしまして、2003年で区部で約24%、そして多摩で約72%となってございます。そしてさらに緑の減少は続いているという現状から、これまで以上に緑と水の回復を目指す施策の強化が必要だというふうにまとめてございます。

さらに、71 ページの文章の後段のほうになりますが、「10 年後の東京」ということで、「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」、こういった大きな柱立てをして、積極的な施策展開をしているわけでございますが、こうしたことは、東京に住み、働く人々の生活の質を高める、そして都市の品格としても不可欠な要件であるというふうにしてございます。

次に、72ページをお開きいただきたいと思います。一番下の【あるべき姿・目標】のところでございますが、目標は3つ掲げてございます。2016年に向けまして、新たに1,000haの緑を創出、そして、街路樹を100万本に倍増、それから、あらゆる手法を駆使して既存の緑を保全するとしてございます。既存の緑の保全につきましては、施策として73ペー

ジに、「緑化計画書制度・開発許可制度の強化」、それから 74 ページに「既存建築物における緑化の推進」を掲げてございます。

それから、74 ページ下のほうでは、「あらゆる都市空間での積極的な緑の創出」としまして、街路樹の倍増、都市公園・海上公園の整備、学校校庭の芝生化、さらには、75 ページのほうでは、市街地などのあらゆる空間でのすきま緑化について掲げているところでございます。また、併せまして、75 ページの下のほうからは、都市農地の持つ多面的機能からの都市農地の保全、あるいは 76 ページでは、緑あふれる東京の実現のために、緑のムーブメントの推進ということで記述をしてございます。

77 ページは、「水循環の再生とうるおいある水辺環境の回復」でございます。施策としましては、78 ページのほうに掲げております、下から2つ目でございますが、「地下水の適正管理と地盤沈下の防止」とともに、その下でございます、昨年の渋谷での温泉施設での事故を受けまして、適正化の施策提起をしているところでございます。

次に、80ページをお開きいただきたいと思います。熱環境の改善ということで、ヒート アイランド対策についての記述をしてございます。

施策といたしましては、82 ページ、83 ページに気候変動対策、緑施策、それから都市づくりの施策とともに、ヒートアイランド対策を進めるとしてございます。

85 ページをお開きいただきたいと思います。「森林や丘陵地、島しょにおける自然の保全」でございます。森林や丘陵地の緑の保全の施策とともに、88 ページになりますが、ボランティア指導者の育成、あるいは 89 ページの東京グリーンシップ・アクションの拡充のように、多様な主体の参加による自然環境の保全が必要だというふうにしてございます。それから、92 ページからが横断的・総合的施策ということで、第IV章でございます。

まず、前文に当たるところの中ほどの最後のところでございますが、社会や経済を動かす基本的なルール、そして都市を形成するあらゆる場面、あらゆる主体の行動の中に、環境への配慮を、当然、必然の行為として織り込んでいき、内在化していくことが重要だというふうにまとめてございます。そして、その環境配慮の目標・方針の明確化、それからそのガイドラインといたしまして、先ほど福川部会長からありましたように、白抜きで「環境の保全に関する配慮の指針」ということでまとめているところでございます。

次に、101ページでございます。「持続可能な都市づくりを促進する仕組みの構築」といたしまして、「都民、国民、世界の人々を巻き込むムーブメント」を示しております。

105ページでは、「最先端の科学技術力を駆使した施策の展開」といたしまして、世界に

誇る日本の技術力、それから最新技術の開発普及、環境の危機克服に向けました調査研究 の充実が必要というふうにまとめてございます。

107 ページでは、東京の環境を引き継いでいく人材育成といたしまして、児童教育を核 とした環境教育、それから環境教育の場としての、例えば、埋立処分場の見学の活用等、 環境学習の拡大が必要というふうにしてございます。

最後の 109 ページのところでは、「計画の推進と見直し」ということで、今後の点検と 見直し、それから、推進体制を強力に進めるための財政的な措置、それからもう一方の環 境審議会でもご審議いただいております、環境確保条例の改正の動向について述べている ところでございます。

答申案の説明は以上でございます。

○小早川会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの企画政策部会の報告の内容につきまして、皆様からご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○岸委員 全体的にわかりやすい構成になっていると思うんですけれども、何度かこの場でもお話しさせていただくんですが、72ページを見ていただくと、私も緑地とか、水辺の再生のことを強く関心を持ってやっているんですが、東京の緑の再生とか、保全とかいう場合に、明治以降、東京に固着してしまった武蔵野イメージからなかなか離れられなくて、

【あるべき姿・目標】の頭のところに、「多摩川・荒川で囲まれた大きな軸」という書き方があるんですが、これは国木田独歩、田山花袋以来の武蔵野という位置づけで、実は東京は、多摩川の西側に南多摩が広大に広がっていて、この地図で見ますと、東京都というのは座り込んだヒヒのような形をしているんですが、その下の鼻のように突き出している部分は全部多摩川の南岸、さらに多摩川とは関係ない境川とか、鶴見川とかいう流域が東京都の南多摩の大領域なんですね。これはこのままご存じのように 70 キロ続いて三浦半島まで続きます。いつもいつもここが話題に載らないんですが、将来の都市農業であるとか、あるいは都市の緑地として、ここがとんでもなくでかい領域でありますので、やはり、「多摩川から荒川で囲まれた」と言い切らないでいただきたい。多摩川から荒川で囲まれた大きな軸と、あるいはもう一つ、「多摩・三浦の丘陵軸」とか入れていただく必要があるだろうと思います。いろんな動きがここに今後集中、例えば、リニアモーターカーが来るのもここですし、いろんなことが集中してきて、緑地のこと、農業のこと、大変な問題になる。あと5年、10年、20年先になったら、ここが大変な課題になるはずですので、長期のビ

ジョンを描く際には一言加えていただきたい。武蔵野イメージを離れていただきたい。 〇小早川会長 事務局、いかがでしょう。

○小沼副参事 今回、環境基本計画の改定のあり方ということで、この環境審議会でご審議いただいておりますが、この後また、行政計画として環境基本計画の改定に私ども答申をいただきました後、取り組むわけでございますけれども、その中で、また改めて記述のほうも検討させていただきたいと思っております。

〇小早川会長 よろしければ、そういうことでお願いします。ほかにいかがでしょうか。 せっかくの機会ですので、この計画に書かれたところだけでなくても、さらに今後の方 向に関してでも、ご意見があれば、ぜひお願いをしたいと思います。先ほど福川部会長か らお話がございましたように、企画政策部会できょうの午前中までじっくりとご審議いた だいて、そこで様々な角度からのご意見が出されたというふうに考えている次第でありま すが、それでは、河口委員どうぞ。

○河口委員 これに対しての意見というよりも、コメントなんですけれども、107 ページのところに環境計画の話があるんですが、ここにこうやって【環境教育プログラムの実施実績】というのがあって、エコキッズですとかということをやっているというようなお話があって、そうすると、今うちの子どもが学校に行くと、いろいろとエコ関係のバッジとか、本とかもらってきて、そのあたりに積んでおく状態というのがあって、こういうデータだけを見て評価できるのかなみたいなことがありまして、やはり子どもに対するところというのは非常に重要なので、そこにそういう視点があるのはいいんですけれども、今後、計画を考えられる際に、何人が来たみたいなことですと、学校からもらってくるチラシの中にエコというのがあって、あっ、これかみたいな、右から左みたいな状況がある中で、ここを、今後やはり非常に重要な点ですので、いい視点だと思いますから、より実質的な活動に広げていくというのが、長期的には大変重要かなということをコメントさせていただきます。

○小早川会長 大変貴重なご指摘でございますが、計画とその実施とその評価という際に、 きちんと中身を見た計画と実施と評価があるべきだということだと思います。

それでは、お手が挙がりました、橘委員、それから冨田委員。

○橘委員 こういう機会ですから、私は騒音の係というとおかしいんですけれども、専門 にしているわけですけれども、この報告書、全体としては大変今の時流に合った報告書に なっていると思いますけれども、在来型の公害問題ということで丸めてしまわれるんです けれども、騒音の問題はこの報告書に載っていないのかなと思ったら、66ページから数ページ載っていたので安心したんですけれども、ただ、内容をざっと読んでみますと、なかなか決め手がないのも事実なんですけれども、ここに書かれていることは、あまり本気でやる気はないんじゃないかなと。もうちょっと具体的な策が講じられていいのではないか。この環境の時代で、地球温暖化その他の問題が大きくなっていますけれども、やはり日常的な身近な問題としては、音の環境というのは、環境の質としてもうちょっと重要視していただければと思います。今回の報告書ではこれで結構かと思います。

- ○小早川会長 何か事務局ありますか。
- ○石渡部長 環境改善部の石渡でございます。

音の関係について、うちのほうで所管していますので、今の先生のご発言に対して、状 況と今後の方向について、簡単ですけれどもご説明させていただきます。

騒音の問題は、今、苦情でも依然として高いということで位置づけまして、やはり、そこには生活の質との関係、または人間が受けとる感覚的な問題があるので大変難しい部分があるんですけれども、もう一度いろんな条例、法規制の中のレベルとの関係で、規制すべきものは規制を徹底しながら、また、逆にいい音環境というものを広く都民の中に理解してもらって、そういう中でマナーの向上とか、質のいい生活の仕組み、関係づくりをしていこうということで、そういう方向で検討することで、来年その検討に向けた調査費等を予算化しているところでございます。

以上でございます。

○橘委員 ここにも書かれていますように、環境基準達成率を見ても、26%、30%弱、ほかの環境基準に比べてものすごい低いわけです。単に感覚公害と言われていますけれども、最近、欧米では心疾患との関係とか、非常に疫学的な、まだまだすごく不確かなところがありますけれども、そういう面も随分注目されているようですし、それから東京都でも騒音・振動で裁判、あるいはそれに近い係争問題を抱えていらっしゃるわけで、特に在来線などというのは、今は何の縛りもない状況というようなことで、そういう面も、将来、東京都で考えていただければと思います。

○小早川会長 環境基準未達成ということは、当然、行政としてきめ細かく頑張ってやっていかなきゃいかんということですので、よろしくお願いします。

それでは、冨田委員。

○冨田委員 せっかくの機会ですので、一言言わせていただきます。

103 ページに書かれています「国への働きかけ」というところのことですけれども、部会のほうでも申し上げましたけれども、特に温暖化という地球規模の環境問題については、国のみならず、世界でどういうふうに取り組むかという視点が必要だという問題です。地方自治体として取り組むことが当然あると思いますが、ここにも書いていただきましたように、国の制度との整合性というところに関して、ぜひ今後とも、視点を持って取り組んでいただければというふうに思っております。

- ○小早川会長 国の施策、制度との整合性、当然、重要なことだと存じます。 では、市川委員、それから大塚委員。
- ○市川委員 26 ページの「中小企業、家庭での温暖化対策の拠点整備」というところで、地球温暖化防止活動推進センターの指定を行っていくという方向が示されておりますけれども、この具体的な、どういうところを指定していくのか、どれぐらいの数を指定していくのかあたりのところを、私が多分出ていないときに審議をされたかもしれないんですが、そのあたりを教えていただきたいというのが一つと、もう一つは、それが具体的な施策として、例えば、参考資料の1の「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」の中に盛り込まれているのかというあたりを教えていただきたいと思います。

○山下課長 環境政策課長です。

今のお話でございますが、20回を重ねる部会の方向性を踏まえまして、私どもとしましては、国の法律の定める地球温暖化防止活動推進センター、これは都道府県単位で一つの指定ができるということになってございますけれども、今月、財団法人東京都環境整備公社をそのセンターとして指定したところでございます。参考資料1としてお配りしておりますプロジェクトの施策化状況の取り扱いでございますが、32ページの「プロジェクト事業例」ということで、環境に関するムーブメントの醸成の一つとして、法律に定めるセンターの役割は、いわゆる普及啓発を担うということでございますが、東京都においては、このセンターの指定を契機に、普及啓発に加えて、中小企業対策あるいは家庭対策の実効性ある施策に取り組む、いわば拠点として整備してまいりたいというふうに考えてございます。

- ○小早川会長 よろしゅうございましょうか。では、大塚委員。
- ○大塚委員 せっかくの機会ですので、関連した話をして多少恐縮ですが、46ページのS PMのところと、その後にPM2.5 の話とかが出てくるんですけれども、これ自体はこれ でもちろんいいと思っているんですが、お願いとして申し上げておきたいんですけれども、

SPMに関しては、このディーゼル車の都の規制を中心として、国のNO x PM法も関連をしていますけれども、大きな成果が挙がったということに、一応なるのだろうと思います。

お願いしたいのは、この施策に関して、国の政策と自治体の政策の違いとか、法律と条例の関係とかいうことも含めて、それから、どういう手法をとったことがよかったかとか、いろんな問題があったと思いますので、ぜひそういうのを、報告書かなんかでまとめておいていただけるとありがたいと思います。というのは、これは、結構、公害環境関係での大きな問題を解決されたということだと思いますので、今後の日本における公害環境関係の政策をとる上でも役に立つと思いますし、途上国でも同じような問題が今後出てくると思いますので、担当者の方はどんどんかわっていってしまうと、せっかく今お持ちの知見は徐々に失われていくんじゃないかというふうに思いますので、歴史的な観点を含めてそういうものを、本当は第三者にもかかわってもらったほうがいいと思いますけれども、おつくりになっていただくことを、個人的なお願いとして申し上げたいと思います。

- ○小早川会長 重要なご提言だと思います。そこは事務局と、それから大塚さんも、ご自 分も頑張っていただいて。大事なことだと思いますので、何かご相談なさってください。 それでは、坂本委員、それから続けて牛島委員。
- ○坂本委員 今の大塚先生の話に関連するところですが、まさにディーゼルの運行規制、 それと同時に国でやっていた長期規制、大きく両方が効いた。我々はよく自動車のほうに ついては非常に明確に言うんだけれども、同時にダイオキシン対策特別措置法があって、 それが相当にPM低減には大きく効いていて、先ほどのどの政策がどれだけの効果を上げ たかというのは、今後、コストベネフィット、それを考える場合に非常に重要です。多く の場合、政策を打つというのはやるんだけれども、その政策効果がどのように上がってい ったかという部分を、モニタリングなり何か見る部分を、最初に政策を打つときに盛り込 んでおかないと、なかなかその後これが有効な施策であったかどうかという判断ができな い場合があります。そういった点を今回の事例解析の中から読み取ってお考えいただきた いというふうに思います。
- ○小早川会長 ありがとうございました。それでは、牛島委員。
- ○牛島委員 全体よくできていると思うんですが、59ページのアスベストの件でちょっと 指摘したいんですが、一番下の段落の「1995年に吹付け作業が原則禁止され」とありまし て、この原則禁止というのがいろんな年について、いろんな資料で指摘されています。た

しか昭和 50 年に原則禁止だというような指摘もあって、これが解体現場で非常にめくらましといいますか、昭和 50 年以降なんだからないんだということで、アスベスト処理しないということが事件になったりしております。これは 95 年ですから、それよりは大分いいんですけれども、原則禁止がひとり歩きして、0.1%の濃度との関係で不十分に対応されるおそれがありますので、これは脚注かなんかで付けていただいて、どういう意味かというのを原典で当たっていただければと思います。

- ○小早川会長 事務局いかがでしょうか。
- ○小沼副参事 行政計画に変換するときに、脚注で専門用語の解説なんかもしていきたいと思っていますので、その中で、今、先生がおっしゃった 1995 年関連の文言、それから検証なんかもきちんと表記していきたいと思っております。
- ○小早川会長 では、そういう扱いで、きょうの審議でそういうご指摘があったということは、議事録に残すということにしたいと思います。

平田委員どうぞ。

○平田委員 すみません、一言だけコメントを申し上げたいと思います。

私はこの環境基本計画の審議の後半から、今年度になってから参加させていただいたということですけれども、特に気候変動に関しましては、現在認識されている科学的な状況を十分に踏まえて、東京都としてとり得る、また、とるべき対応をきちんと位置づけた答申案になったというふうに思っております。計画をつくるという段階においては、この計画で、既に東京都が目指している先駆的な一つの役割を果たすものになると思いますので、ここに掲げられた具体的な目標の達成に向けて、今後は成果を挙げていくことに力を置いていただきたいというふうに思っておりますので、そのことだけ一言申し上げます。

- ○小早川会長 どうもありがとうございました。では、最後に原田委員。
- ○原田委員 何か一言ぐらい言わなきゃと思ったわけでありますが、交通のこともたくさん施策を書いていただいて、カーボンマイナス 10 年のことも、参考資料のほうにも具体的にいろんなものが入っているんですが、施策としては非常に幅広く、いろいろなものが必要であるというふうに書いたと。実際はそれをどういうふうにやって、先ほどのモニタリングもしながら効果を上げていくかというのは、次のステップでそこを頑張らないと、ここへ書いても、一つは実質的な意味がないので頑張りましょうということと、多分、また、しっかりやれと言われるかもしれませんが……。私も含めて頑張りましょうということと、もう一つ、都市構造的なことですね。土地利用の話も途中でいろいろ出ていたと思

うんですが、ばらっと見てあんまりそこは強調されていなくて、交通のほうも、既に動くから、そこを何とかしようというところのほうがどちらかというと多くて、交通量そのものを、CO2負荷が少ないような都市構造にするみたいな話は、あんまり書き込めなかったかなと。でも、次の課題だと思いますので、次はその辺を含めてやっていきたいなと思います。

○小早川会長 書いていないということではないと思いますので、そこは重要であるとい うご指摘、改めて確認させていただきたいと思います。

それでは、いろいろ貴重なご意見、ご指摘をいただきました。この部会報告としていただいている答申案について、本審議会としてこれを了承したいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小早川会長 ありがとうございます。それでは、部会報告につきまして、適当であると ご承認いただいたものとさせていただきます。福川部会長はじめ、部会の皆様、どうもご 苦労さまでございました。

それでは、皆様にご承認いただきました内容の「東京都環境基本計画のあり方について (答申)」ということで、これを都知事へご報告させていただきたいと存じます。

では、ただいまから吉川局長に答申をお渡ししたいと存じます。

[「答申」の手交]

- ○小早川会長 それでは、ここで吉川局長よりご挨拶をちょうだいしたいと思います。
- ○吉川局長 一言お礼のご挨拶を申し上げます。

環境局長の吉川和夫と申します。

本日、小早川会長のほうから、東京都の環境基本計画のあり方ということで答申をいただきました。知事あてにいただきましたので、私のほうから知事に報告をいたしたいと思います。

この2年間、熱心なご議論をいただきまして、先生方、本当にありがとうございました。 回数をカウントしますと延べ 19 回のご議論がいただけたと思っておりまして、また本日 も、貴重なご意見をいただきまして、私も直接聞かせていただきました。今後、行政計画 を来月いっぱいには、私どもとして全力を注入して策定いたしますが、皆様のご意見につ いては、そこへ反映していくつもりでございます。

一言だけもう1点足しますと、私、先月末にダボスへ行ってまいりました。ダボスでの

感想は、極めて東京という都市の存在が認知されているというか、認められている。それ と加えて、東京都が今考えている、もしくは推進している環境政策に対しても評価いただ いているんだなというふうな実感を持ってまいりました。

そして、実は東京都は都議会が始まっておりまして、予算を審議する議会を今やっているわけですが、昨日まで3日間本会議というのがございまして、この中で環境問題については、昨年の同じ予算議会と比べますと、約2.5倍の質問を全会派からいただきました。特に地球温暖化の問題については、多くの意見をいただきました。

そういう意味で私の最後の感想は、知事も日ごろ言っておりますけれども、この地球温暖化に代表される環境問題、時間がそんなに残されていないという中で、今回、環境基本計画の答申をいただきました。この答申の内容1行1行、私としては大事にして、先ほど申し上げたような環境基本計画に成果を、結びをきちっと挙げていきまして、何とか東京からアジア、世界という形で、この環境問題、地球温暖化問題に対して貢献していきたいと思っております。

私、今、環境局長として実感しているのは、東京都が黒子となっていい仕組みを発信し、かつ都民の皆様、企業の皆様、それから 62 の都内にある区市町村もしくは国、それからアジアの市、いわゆるアジネットという形で連携している都市もあり、またC40という形で、ロンドンをはじめ世界の大都市の仲間もいるわけですから、そういった全体にいるいろ発信しながら、この環境問題に全力を割いていきたいと思っております。

ぜひ、環境審議会の先生方におかれましては、きょう答申をいただきましたが、引き続き、東京都の環境行政にご支援、ご理解をいただきたいと思います。

本当にありがとうございました。

○小早川会長 吉川局長、どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了となります。これ以降につきまして は、事務局、よろしくお願いいたします。

○山下課長 ありがとうございました。

それでは、若干事務的なご説明を申し上げます。本会終了後に、約5分程度の休憩をは さみまして、環境確保条例の特別部会を開催させていただきたいというふうに存じます。 委員の皆様方の席はこの後も同じ場所になりますので、お荷物等はそのままということで お願いいたします。

それでは、これをもちまして、第32回東京都環境審議会を閉会とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

午後1時56分閉会